

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2022 年 3 月 11 日号 (No.371)

I. 重要法令等の解説

1. 「工業情報化分野データ安全管理規則（試行）

（二次意見募集稿）」

II. 注目法令等の紹介

1. 「執行に係る司法賠償事件の審理における

法律適用の若干問題に関する解釈」

III. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

弁護士 石本 茂彦

☎ 03-5223-7736

弁護士 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402

弁護士 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

弁護士 康 石

☎ 03-5223-7796

弁護士 森 規光

☎ 03-6266-8748

本号編集責任者：康 石

I. 重要法令等の解説

1. 「工業情報化分野データ安全管理規則（試行）（二次意見募集稿）」

（原文「再次公开征求对《工业和信息化领域数据安全管理办法（试行）》的意见」）

工業情報化部 2022 年 2 月 10 日公表、意見募集期限 2022 年 2 月 21 日

執筆担当：原 潔、水本 真矢、井村 俊介

中国では、「データ安全法」¹を基本法としてデータ安全分野における法整備が進められており、その一環として、工業及び情報化分野におけるデータ安全管理を規定するため、2021 年 9 月、「工業情報化分野データ安全管理規則（試行）（意見募集稿）」²（以下「一次意見募集稿」という。）が公表されていた。その後、工業情報化部は、意見募集の状況等を踏まえ、2022 年 2 月 10 日、「工業情報化分野データ安全管理規則（試行）（二次意見募集稿）」（以下「二次意見募集稿」という。）を公表した³。

二次意見募集稿では、一次意見募集稿と比べて、適用対象の拡大、データ等級の区分基準の修正、重要データ及び核心データの目録の届出内容の修正・審査手続の明確化、データの全ライフサイクル安全管理の内容の調整等の修正が行われている。

¹ 2021 年 9 月 1 日施行。本ニュースレターNo.354（2021 年 6 月 25 日発行）をご参照。

² 2021 年 9 月 30 日公表。本ニュースレターNo.362（2021 年 10 月 29 日発行）をご参照。

³ 二次意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法令としての効力を有しない。

中国最新法令〈速報〉

(1) 適用対象

一次意見募集稿では、適用対象は、中国国内における工業データ及び通信データの取扱行為並びにその安全監督管理とされていた（一次意見募集稿2条）。

二次意見募集稿は、適用対象を、工業情報化分野のデータ（工業データ、通信データ及び無線データを含む。）の取扱行為及びその安全監督管理とし、対象となるデータに無線データを追加して適用対象を拡大した（二次意見募集稿2条、3条）。無線データとは無線業務活動を展開する中で生成及び収集される無線周波数、無線局（ステーション）等の電波係数データをいう（二次意見募集稿3条）。

また、二次意見募集稿は、工業データの定義を、工業の各業種、各分野の研究開発設計、生産製造、経営管理、運行維持保守、プラットフォーム運営等の過程で生成及び収集されるデータとし、一次意見募集稿で例示列挙されていた対象業種分野を削除して、工業分野におけるデータを広く含む形に修正した（二次意見募集稿3条）。

(2) 種別級別保護制度

ア データ等級の区分基準

「データ安全法」では、「重要データ」、「国の核心的データ」の概念が規定されているものの、その具体的な意味内容は不明確であった⁴。この点について、一次意見募集稿は、工業及び情報化分野のデータについて、「一般データ」、「重要データ」、「核心データ」の3等級に区分することを明らかにし、その区分基準を示していた（一次意見募集稿8条、9条、10条）。

二次意見募集稿では3等級の区分自体は維持されつつ、その基準が微調整された。具体的には下表のとおりである。なお、一次意見募集稿と同様に、「自動車データ安全管理に関する若干規定（試行）」のような明確な数量基準⁵は示されていない。

（修正は下線部）

一般データ(9条)	重要データ(10条)	核心データ(11条)
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公共の利益又は個人、組織の合法的權益に比較的小さい影響をもたらし、社会的悪影響が小さいデータ ✓ 影響を受ける利用者及び企業の数が比較的少なく、生産・生活区域の範囲が比較的狭いデータ ✓ 重要データ目録、核心データ目録に含まれていない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、<u>電磁</u>、ネットワーク、生態、資源、核の安全等にとって脅威となり、国の安全に関わる重点分野に影響を与えるデータ ✓ 重大なデータ安全事故をもたらし、公共の利益又は個人、組織の合法的權益に深刻な影響をもたらし、社会的悪影響が大 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、<u>電磁</u>、ネットワーク、生態、資源、核の安全等にとって重大な脅威となり、国の安全に関わる重点分野に著しく影響を与えるデータ ✓ 工業の生産運営、<u>通信ネットワーク</u>（インターネ

⁴ 「データ安全法」21条

⁵ 10万人分を超える個人情報データが重要データに含まれる（「自動車データ安全管理に関する若干規定（試行）」3条）。

中国最新法令 < 速報 >

<p>その他のデータ <u>（「データの復旧又は悪影響の除去のために要する代価が小さいデータ」を削除）</u></p>	<p>きいデータ <u>（「データの復旧又は悪影響の除去のために要する代価が大きいデータ」を削除）</u></p>	<p>ットを含む）の運営及びサービス、無線業務の実施等に重大な損害をもたらし、広範囲の操業停止、<u>広域の無線業務中断</u>、大規模なネットワーク及びサービス機能不全、大量の業務処理能力喪失等を招くデータ</p>
--	--	--

イ 重要データ及び核心データの目録の届出

工業及び情報化分野のデータ取扱者は、上記の3等級に区分したデータのうち、重要データ及び核心データについて、目録を当局に届け出ることが必要となるが⁶、一次意見募集稿では工業情報化部が届出管理プラットフォームを構築するものとされ、当該プラットフォームを通じて目録を提出することが想定されていた。二次意見募集稿では、重要データ及び核心データの目録は、各地方管理部門（工業データは地方工業情報化主管部門、電信データは地方通信管理局、無線データは地方無線管理機構）に届け出なければならないとのみ規定され、プラットフォームへの言及は削除された。

また、二次意見募集稿は、目録としての届出内容について、データの分類、等級、規模、取扱目的及び取扱方法、使用範囲、責任主体、対外共有、越境伝送、安全保護措置等の基本状況が含まれるとし、一次意見募集稿で含まれていたデータ安全リスクは少なくとも明示的には届出内容としていない。一方、届出内容にデータの内容自体は含まないことを明確にした（二次意見募集稿12条1項）。

目録の届出に関する主管部門の審査期間は、一次意見募集稿では明確ではなかったが、二次意見募集稿は、地方管理部門はデータ取扱者が届出申請を提出してから20業務日以内に審査業務を完了することを定めている。また、手続面では、届出内容が要求を満たしている場合、届出証憑を交付することが明らかにされた（二次意見募集稿12条2項）。

(3) データの全ライフサイクル安全管理

工業及び情報化分野のデータ取扱者は、等級ごとに規定されたデータ全ライフサイクル安全管理を行わなければならない。

二次意見募集稿は、一次意見募集稿からデータ全ライフサイクル安全管理の内容を調整した。その結果、一次意見募集稿で禁止されていた核心データの国外移転も、主管部門からの認可の取得を前提に認められている。二次意見募集稿で定められて

⁶ 重要データ等のデータの目録の届出制度について、現行法上は明確な規定が存在しないが、未施行の「ネットワークデータ安全管理条例（意見募集稿）」において、重要データ取扱者の重要データに関する情報の届出義務が規定されている（「ネットワークデータ安全管理条例（意見募集稿）」29条）。

中国最新法令 < 速報 >

いるデータ全ライフサイクル安全管理の内容は以下のとおりである。

データ等級	安全管理ルール			
	データの伝達 (17条)	データの提供 (18条)	データの域外移転 (21条)	第三者提供 (24条)
一般データ (a)	安全策の制定、保護措置の構築	データ提供の範囲、分類(「数量」から変更)、条件、手続等の明確化、データ受領者との間でのデータ安全に関する契約の締結	外国の工業、電信、無線に係る法執行機関への工業及び情報化分野のデータの提供については、工業情報化部の認可の取得 ⁷	—
重要データ (b)	(a)に加え、検証技術、暗号技術、安全伝送通信路又は安全伝送プロトコル等の措置を講じること	(a)に加え、データ受領者のデータ安全保障能力について評価又は確認の上、必要な安全保障措置を講じること(一次意見募集稿では、一般データもこのルールの対象であったが、除外された)	国外提供の確実な必要性の存在及びデータ域外移転安全評価の実施(国外移転後の追跡把握の強化要件が削除)	—
核心データ	(b)と同じ。(一次意見募集稿では、国レベルの審査承認が必要とされていた)	(b)と同じ。但し、第三者提供規制がかかる(一次意見募集稿では、国レベルの審査承認が必要とされていた)。	(b)と同じ。但し、第三者提供規制がかかる(核心データも域外移転が可能となった)。	安全リスクを評価し、必要な安全措置を講じること、地方管理部門経由で工業情報化部に報告し審査を受けること

(4) その他の修正

その他、重要データ及び核心データを移転又は消去した場合は、主管部門に遅滞なく目録の更新の届出をしなければならないとの規定が追加された(二次意見募集稿 20条、22条)。

(全 41 条)

⁷ 二次意見募集稿では「法執行機関」(一般的に行政機関を指す。)へのデータ提供のみが規制対象とされているが、上位法令である「データ安全法」では、外国の司法機関又は法執行機関に対して国内のデータを提供する場合、中国の主管機関の認可が必要とされている(「データ安全法」36条)。

中国最新法令 < 速報 >

II. 注目法令等の紹介

1. 「執行に係る司法賠償事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」

(原文「关于审理涉执行司法赔偿案件适用法律若干问题的解释」)

法释【2022】3号

最高人民法院 2022 年 2 月 8 日公布、2022 年 3 月 1 日施行

執筆担当：崔 北媿、宇賀神 崇

国家賠償法は、人民法院が違法な又は誤った執行等をした場合に国家賠償を認める司法賠償の規定を置いている（同法 38 条⁸）。「執行に係る司法賠償事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（以下「本解釈」という。）は、司法賠償の裁量基準を統一し、国家賠償制度をさらに改善するための司法解釈である。従前の司法解釈⁹が本解釈に抵触する場合は、本解釈が優先する（20 条）。

本解釈は、司法賠償の対象となる誤った執行行為として、①効力を生じていない法律文書を執行し、又は明らかに有効な法律文書が確定した金額及び範囲を超えて執行する行為、②被執行人が執行に供することのできる財産を有するのを発見したのに、故意に執行を遅延し、執行しない等の行為、③執行中の封印、差押え、凍結された財産に対する監督管理責任を故意に履行せず又は怠る行為等を挙げている（2 条）。

また、誤った執行に対する賠償の申請は、原則として、執行手続が終了した後に提出しなければならないが、終結前に提出しても受理しない旨規定されている（5 条）。

このほか、有効な法律文書や法に従い認定された基本事実により執行を行った後に法律文書や基本事実の取消・変更が発生した場合等でも、誤った執行行為と認定しないこと（8 条）、人民法院が賠償責任を負わない状況（例えば、法院職員が職権行使と無関係な個人的行為を行った場合、不可抗力等による損害を与えた場合等。13 条）、損害の計算方式（14～16 条）及び賠償範囲（17 条）等も定められた。

(全 20 条)

III. その他の法令等一覧

2022 年 2 月 9 日から 2022 年 2 月 22 日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）

⁸ 「人民法院が、民事訴訟又は行政訴訟の過程において、訴訟妨害に対する強制措置もしくは保全措置を違法に講じ、又は判決、裁定及びその他の効力を生じた法律文書について誤った執行をして、損害をもたらした場合は、賠償請求人の賠償請求手続については、本法の刑事賠償手続の規定を準用する。」

⁹ 最高人民法院が 2016 年に公布した「民事、行政訴訟の審理における司法賠償事案について法律適用の若干問題に関する解釈」及び 2011 年に公布した「『司法賠償法』適用の若干問題に関する解釈」等の司法賠償に関する司法解釈を指す。

中国最新法令〈速報〉

1. 「情報安全技術 モバイルインターネットアプリケーション（App）のライフサイクル安全管理に関するガイドライン（意見募集稿）」
（原文：〈信息安全技術 移动互联网应用程序（App）生命周期安全管理指南〉征求意见稿）
（全国情報安全標準化技術委員会、2022年2月8日公表、意見募集期限2022年4月9日）
2. 「食品生産企業リスク等級別管理規則（意見募集稿）」
（原文：食品生产企业风险分级管理办法（征求意见稿））
（国家市場監督管理総局、2022年2月17日公表、意見募集期限2022年3月18日）
3. 「ファイナンスリース会社非現場監督管理規程」
（原文：融资租赁公司非现场监管规程）
（中国銀行保險監督管理委員会、2022年1月21日公布、2022年1月21日施行）
4. 「証券基金経営機構董事、監事、高級管理職及び従業員監督管理規則」
（原文：证券投资基金经营机构董事、监事、高级管理人员及从业人员监督管理办法）
（中国証券監督管理委員会、2022年2月18日公布、2022年4月1日施行）
5. 「内地及び香港特別行政区法院の婚姻家庭民事事件判決の相互承認及び執行に関する協定」
（原文：关于内地与香港特别行政区法院相互认可和执行婚姻家庭民事案件判决的安排）
（最高人民法院、2022年2月14日公布、2022年2月15日施行）
6. 「医療機関検査検証結果相互承認管理規則」
（原文：医疗机构检查检验结果互认管理办法）
（国家衛生健康委員会、国家医療保障局等の4部門、2022年2月14日公布、2022年3月1日施行）

中国最新法令 < 速報 >

NEWS

➤ **新型コロナウイルス対応 参考リンク集 (随時更新)**

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴楽天、吳馳、孟立恵、張雪駿、沈暘、李昕陽、崔北堤

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL : 03-5220-1839
FAX : 03-5220-1739
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大廈 6 階 200120
TEL : +86-21-6841-2500
FAX : +86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 316 号室 100004
TEL : +86-10-6590-9292
FAX : +86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com